

買うについて学ぼう

「契約」という言葉を知っていますか？契約とは、「**法的責任が生じる約束**」のことです。私たちは、日常生活の中で知らないうちにたくさんの契約を交わしているのです。



「契約違反」なんて大げさじゃないの?

口約束しただけじゃないの?

解説

「契約」とは、店で商品を買う時など、買う側は店にお金を払い、売る側は商品を渡すことを、お互い納得して結ぶ約束のことです。しかし、契約は単なる約束とは違い、民法が定める法律上のルールです。契約をした以上、それを守らなければならないことが法律によってルールになっています(法的拘束力)。店で商品を買うのに、いちいち契約書を書いたりしません。口約束でも契約は成立するので、よく考えずに契約するとあとで困ることになります。

こんなことも契約です



Q あなたが「契約」だと思えることを書いてみよう

.....

.....

.....

.....

消費者(買う側)は事業者(売る側)の勧めた契約を結ぶか、どの事業者と契約するかを原則として選ぶことができます。もちろん契約を断ることもできますが、いったん契約をしてしまうと、一方的にやめたり変更したりすることはできません。未成年者の契約は原則的に両親などの同意が必要です。

考動ポイント!

「買う」ことは「契約」。
一方的にやめられないのでよく考えて行動しよう。

たとえ、おこづかい程度の金額の買い物だったとしても、一度契約が成立すると取り消すことはできません。しかし、一般的にその範囲を超えるような金額で、小学生・中学生など20歳になっていない人(未成年者)が親(法定代理人である親権者)の同意を得ないでした契約は取り消すことができます。もちろん、20歳以上とうそをついて契約した場合は、取り消すことはできません。